

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年 レビューに関する CP を公表 (12) — 報告及び開示 —

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ソルベンシー II に関しては、レビューの第 2 段階として、ソルベンシー II の枠組みの見直しが 2021 年までに行われる予定となっており、その検討が既にスタートしている。欧州委員会は、EIOPA（欧州保険年金監督局）に対して、2019 年 2 月 11 日に指令 2009/138/EC2（ソルベンシー II）のレビューに関する助言要請¹を行った。これを受けて、EIOPA が検討を進めていたが、2019 年 10 月 15 日に、ソルベンシー II の 2020 年レビューにおける技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー（以下、「今回の CP」という）を公表²した。

これまで 9 回のレポートで、今回の CP の具体的内容について報告してきており、前回と前々回のレポートでは、「SCR（ソルベンシー資本要件）」と「MCR（最低資本要件）」に関する項目について、報告した。

今回のレポートでは、「報告及び開示」に関する項目について、欧州委員会からの助言要請、問題の特定及び EIOPA の助言内容を中心に報告する。

2—「報告及び開示」に関する全体像

ここでは、今回の CP の内容について報告する前に、「報告及び開示」に関する EIOPA の検討の全体像を報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請を受けた協議

欧州委員会は EIOPA に対し、「報告と開示」に関する要件の現在の妥当性について助言を求めた。

¹ https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf

² EIOPA による公表

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx>
協議ペーパー

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf

EIOPA は、2019年7月12日に、この助言に関する協議を開始し、協議期間は2019年10月18日に終了している。その協議は次の事項を扱っていた。

- ・監督上の報告及び公表に関する一般的な問題
- ・個別の定量的報告テンプレート(QRT)
- ・ソルベンシー財務状況報告書(SFCR)及び説明的監督報告書
- ・金融安定性報告書

EIOPA は、2020年のソルベンシー II の見直しに関する最終意見において、これらの問題に関する助言を行う予定である。

2 | 今回の CP における取扱い

今回の CP では、上記の議題に加えて、以下の報告及び開示の議題に関する勧告案を示しており、以下ではその内容を報告する。

- ・定期監督報告 (RSR)
- ・グループの報告及び開示

2020年のレビューでは、報告と開示以外のいくつかの論点の分析から、報告と開示の規定を変更する提案がなされている。その場合には、これらのトピックを扱う章で提案が提示される。以下の表は、そのような提案の概要と、それらが CP のどこに記載されているかを示している。

セクション	報告の提案
ボラティリティ調整 セクション2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・VAの適用率 ・流動性バッファ
LTG措置に関するリスク管理規定 セクション2.7	<ul style="list-style-type: none"> ・LTG措置の撤廃と補外の変化の複合的な影響
最良推定値 セクション3.1	将来の保険料からの期待利益 <ul style="list-style-type: none"> ・LOBの期待損失と期待利益 ・再保険のEPIFPへの影響 ・ファンドのサービシング及び運用手数料に含まれる将来利益
補外 セクション2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・最終流動性点／最初の平滑化点の変更の財務ポジションへの影響
ボラティリティ調整 セクション2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・VAの規模とそれが適用される最良推定値 ・資産配分と変化の説明(会社固有のVAの場合)
LTG措置の開示 セクション2.8	<ul style="list-style-type: none"> ・LTG措置に関する保険契約者への最低限の情報 ・LTG措置がSCRとMCR比率に与える影響 ・UFR変更による財務状況への影響

3—「定期監督報告(RSR)」

ここでは、「定期監督報告 (RSR)」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.15. 報告・開示

EIOPA は、監督上の報告に関する適合性チェックに関する欧州委員会の公開協議に対する利害関係者のフィードバックを考慮に入れて、以下を評価するよう求められている。

- ・ 監督当局及びその他の利害関係者の経験に照らしての報告及び開示に係る要件の継続的な適切性
- ・ 監督上の報告及び公表の量、頻度及び期限が適切かつ比例的であるかどうか、また、既存の免除要件が小規模会社への比例的な適用を確保するのに十分であるかどうか。

2 | 関連法規

この助言を検討するために用意されている法的規定は、以下の通りである。

- ・ 保険及び再保険事業の開始及び遂行に関する 2009 年 11 月 25 日の欧州議会及び理事会指令 2009/138/EC (ソルベンシー II 指令)、特に監督報告に関する第 35 条及び第 254 条、並びに公開に関する第 51 条、第 53 条から第 56 条まで及び第 256 条
 - ・ 保険及び再保険事業の開始及び遂行に関する欧州議会及び理事会の指令 2009/138/EC、特に公開については第 I 編第 XII 章及び第 II 編第 V 章、通常監督報告については第 I 編第 XIII 章及び第 II 編第 VI 章を補足する 2014 年 10 月 10 日の委員会委任規則(EU)2015/35
 - ・ 監督当局への情報提出のためのテンプレートに関する技術標準の実施を定める 2015 年 12 月 2 日の委員会実施規則(EU)2015/2450 及びその後の修正(2016/1868;2017/2189;2018/1844)
 - ・ ソルベンシー財務状況報告書の手続、フォーマット及びテンプレートに関する技術的基準を定める 2015 年 12 月 2 日の委員会施行規則 2015/2452(EU)及びその後の改正(2017/2190;2018/1842)
- その他に、以下を考慮する必要がある。
- ・ 報告と開示に関する EIOPA ガイドライン
 - ・ 第三国支店の監督に関する EIOPA ガイドライン

3 | 定期監督報告 (RSR) について

定期監督報告 (RSR) は、委任規則第 301 条において、通常監督報告の構成要素の一つとして定義されており、同規則第 307 条から第 311 条までに規定する情報を含むものとする。また、監督当局が、指令 2009/138/EC 第 53 条第 1 項に従って、保険会社及び再保険会社が SFCR で開示しないことを認める規則の第 293 条から第 297 条までに定める情報を提示しなければならない。通常監督報告書は、SFCR のための附属書 7.1 に定めるものと同じ構成に従わなければならない。

この報告書は SFCR を補完するものと考えられ、非公開と考えられる情報を含めるべきである。それは SFCR を繰り返すのではなく、SFCR で利用可能な情報を補完するものであるべきである。

4 | 定期監督報告 (RSR) の頻度

4-1. 問題の特定

委任規則第 312 条は、指令 2009/138/EC 第 308b 条第 5 項に定める期限内に少なくとも 3 年毎に、及び同条に定める移行期間の終了後、当該会社の会計年度終了後 14 週間以内に RSR を報告すべきであることを述べた報告に必要な期限及び頻度を特定している。

「少なくとも」という表現を使用すると、NSAs（national supervisory authorities：各国監督当局）は3年毎よりも頻繁に完全な RSR を要求できる。完全な RSR が予定されていない年度においては、会社は、その会社の事業と業績、ガバナンスのシステム、リスク・プロファイル、ソルベンシー目的の評価及び当該会計年度における資本管理に生じた重要な変更を記載した報告書を提出し、そのような変更の原因と影響についての簡潔な説明を提供することが求められる。その報告書は、完全な RSR と同じ期限内に提出されなければならない。

EIOPA は明示的に利害関係者に意見を求め、多くのコメントを受け取っている。

4-2. 分析

監督当局による比例原則の適用における様々なアプローチに関する利害関係者の強い懸念に基づき、以下の選択肢が検討されている。

1)変更なし

2)3年毎に完全な RSR を提出するための最低限の要件を維持しつつ、NCAs（national competent authorities）による強制的な評価と RSR の頻度の伝達を求めることにより、監督上のコンバージェンスを達成するためのレベル3ツールを導入する。

3)RSR 要件における比例性をさらに促進するために第312条を改正する。

ソルベンシーII指令と委任規則の規定に関して行われる変更で、完全な RSR のための強制的な定期的な頻度を2年に一度と定義し、一度は免除（委任規則第312条）するが、重大な変更（委任規則第305条で定義される）の強制的なコミュニケーションを年単位で課す。この場合、NSAs は SRP（Supervisory Review Process:監督審査プロセス）に基づいて免除の可能性を利用することができ、その場合、会社は完全な報告書を4年毎に提出するだけでよいが、デフォルトの頻度は最大2年に設定される。

EIOPA は、法的枠組みは十分であり、発見された問題はレベル3のツールを用いて監督上のコンバージェンスの下で対処されるべきであると考えている。この評価では、リスクベースかつ比例的なアプローチの必要性と、監督上のコンバージェンスの下での作業が必要であることを認識しつつ、監督当局の判断の柔軟性を維持する必要性が考慮されている。

4-3. 助言内容

EIOPA は、3年に1回の完全な RSR の提出のための最低要件を維持することにより、RSR の頻度に関する監督コンバージェンスを促進するためのL3ツールの導入を提案しているが、NCAs による強制的な評価の可能性と RSR の頻度の会社のコミュニケーションについて議論している。

5 | 定期監督報告(RSR)の内容

5-1. 問題の特定

これについても、EIOPA は明示的に利害関係者に意見を求め、多くのコメントを受け取っている。

5-2. 分析

利害関係者からの懸念に基づき、以下の選択肢が検討される。

1)変更なし

2)RSR の構造と内容の両方を改善する。

全てのオプションにおいて、RSR のための機械可読で処理可能なフォーマットと同様に提案されており、技術的な詳細はさらに参照されるべきである。

EIOPA は、RSR には、比例原則のさらなる適用を促進するために、また RSR 内及び RSR と他の監督報告書との間の複製や重複を避けるために、簡素化の点で改善の余地があると考えている。

5-3. 助言内容

EIOPA は、RSR の構造と内容の両方を、附属書 7.1 に記載されているように改善することを提案している。

4-「グループの報告及び開示」

ここでは、「グループの報告と開示」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請の内容

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.15.報告・開示

EIOPA は、監督報告に関する適合性チェックに関する委員会の公開協議への利害関係者のフィードバックを考慮に入れて、評価を求められる。

- ・監督及び他の利害関係者の経験に照らして、報告及び開示に関連する要件の継続的な適切性
- ・監督報告と公開開示の量、頻度、期限が適切かつ比例しているかどうか、既存の免除要件が小規模会社への比例的な適用を保証するのに十分かどうか。

2 | 関連法規

「3-「定期的な監督報告」」と重複するため、ここでは省略する。

3 | グループの報告及び開示について

このセクションでは、グループの報告及び開示に関する以下の問題について説明している。

- ・比例原則
- ・その他金融部門
- ・グループテンプレート
- ・グループと単一の SFCR
- ・グループ RSR

本文書内で特に扱われておらず、かつ、単独レベルとグループレベルの両方で適用可能な分野については、ソルベンシー II 報告・開示レビュー2020 の第一段階の協議で共有された単独提案がグループレベルでも適用される。

監督上の報告書のレビューは全体として見るべきであり、様々な政策課題に対するオプションの評

価は、本章内の他の関連する問題や協議中の他の章の問題を考慮すべきであることに留意すべきである。

4 | 比例性

4-1. 問題の特定と分析

グループの報告に適用される比例の分野において、EIOPA が考慮した選択肢は以下のとおりである。

- 1) ソルベンシー II 指令の第 254 条又は第 35 条第 6 項及び第 7 項を変更しない。
- 2) ソルベンシー II 指令の第 35 条第 6 項、第 35 条第 7 項及び第 254 条に基づき、比例性を改善する。

単体レベルでの比例原則の適用における一貫性の欠如は、1つのグループに属する複数の会社が1つの NSA によって免除される一方で、関連性の低い他のいくつかの単体が異なる NSA によって免除されない状況をもたらす。このため、現行の条文では、グループに属する全ての会社を免除しなければグループ全体を免除することはできない。

EIOPA は、このような状況の原因となっている比例原則の異なる適用に関連する国の特殊性を理解しているが、一部のグループのレベルでは比例的でない結果につながると考えている。このため、グループに属する全ての会社が免除されるわけではないにしても、グループが免除されるようにすることで、状況を緩和することを提案している。これについても、EIOPA は明示的に利害関係者に意見を求め、多くのコメントを受け取っている。

4-2. 助言内容

分析を踏まえて、EIOPA は以下の助言を行っている。

現在の比例原則に関する協議の下での EIOPA の提案に加えて、グループの分野において、EIOPA はソルベンシー II 指令の第 254 条を修正し、そのグループに属する全ての単独保険会社の免除の条件なしにグループ報告の免除を認めることを提案する。

5 | その他金融部門

利害関係者は、定期的な対話の中で、また EIOPA が実施する「意見招請」の一環として、次のような懸念を表明した。

- ・ソルベンシー II / CRD IV / AIFMD—他の枠組みを通じて監督されている非保険事業に関する資本要件をどのように取り扱うかについて、監督の枠組みに共通のアプローチがあるべきである。現在、金融コングロマリット (FiCos) は、グループの異なる報告義務につながる複数の規制に従うことを要求される可能性がある。保険会社支配の FiCo がソルベンシー II に基づくグループ報告を有し、銀行会社支配の FiCo が CRD/CRR 要件に基づくグループ報告を有することを確保するための措置を講じるべきである。混合型の FiCo については、どのような枠組みを適用すべきかについて、監督当局は FiCo と協議すべきである。

EIOPA は、提供されたインプットを検討したが、報告の根拠はコングロマリットレベルで自己資本充実度の計算に選択された方法に依存することを明確にしたい。保険会社をヘッドとする Fico は、ソルベンシー II と Ficod を通じて連結ベースで報告しなければならない。銀行をヘッドとする Fico は、

CRR と FICOD を通じて連結ベースで報告しなければならない。混合金融持株会社をヘッドとする Fico は、CRR/SII/FICOD (BRRD にも準拠する必要がある) に従って報告しなければならない。第 213 条は、後者の場合の免除の可能性を規定している。最後に、Ficod の貸借対照表は、会計貸借対照表 (銀行のための) と保険会社のためのソルベンシー II 貸借対照表の混合である。

ソルベンシー II レビュー 2020 では、報告上の問題ではないことから、他の金融部門の取扱いやグループのソルベンシー計算のための FICO 指令との相互作用についても考慮している。

6 | グループテンプレート

6-1. 問題の特定

グループに適用される QRT の改訂と分析では、EIOPA は以下の問題に焦点を当てた。

- QRT が使用されたか。使用されている場合は、定期的かアドホックか。
- NSAs の主な用途は何か。
- 定期的なレポート作成を排除できるか。
- 臨界値を設定するなどして、定期的なレポート作成を削減可能か。
- 別のテンプレート内の別の細分性でこの情報を置き換えることができるか。
- テンプレートの保存が提案された場合、不足している情報はるか。
- 実際のフレームワークに従って報告された情報が、監督当局にとって必要な全ての情報を提供しているか。

以下では、助言内容のみを報告する。

6-2. 助言内容

EIOPA はグループレベルでテンプレート S.05.01 (保険料、請求及び経費) を削除することを提案する。

EIOPA はテンプレート S.05.02 (保険料、請求及び経費—国別) をグループレベルでそのままにし、「他の技術的準備金の変更」を削除することを提案する。

EIOPA は、テンプレート S.06.02 (資産リスト) 及び CIC テーブルに以下を追加することを提案している。

- 健全性監督の目的に関連する ECB アドオン項目を含む
- ESG に準拠した持続可能な投資に関する追加項目
- ベイル・イン・ルールの適用性に関する追加データ項目
- RGLA の追加項目
- 暗号通貨関連投資に関する追加項目
- カストディアン LEI コードに関する追加事項
- 異なる通貨で発行された国債を識別するための新しい CIC コード
- 具体的な内容を明らかにし、Q&A の結果を報告に反映させることを目的とする報告指示及び CIC コードの定義の改善

同様に、EIOPA は、資産リストに関する報告要件の変更は、NSAs による補完的な外部財務情報の使用とバランスを取るべきであると提案している。

ソルベンシー II 指令第 212 条第 1 項(c) の意味において、EEA 保険・再保険会社及びその他の EEA 規制会社によって発行された資産の場合には LEI コードを強制的に報告すること、グループの範囲内で非 EEA 会社及び非規制会社によって発行された資産の場合にはグループが提供するコードを要求するよう、S.06.02.04 の発行者コードに関する指示の第 2 パラグラフを修正することが提案されている。

テンプレート S.23.01 (自己資本) について、

- ・テンプレートを変更しない。
- ・グループレベルでテンプレートの指示を明確にする。

ソルベンシー II 指令及び委任規則の改正後、特に自己資本の分類及び自利用可能性に関して、自己資本テンプレートのグループへの変更が行われる可能性がある。

EIOPA はテンプレート S.23.02 (自己資本の階層別の詳細情報) から 23.02.04.03 (負債に対する資産超過 - 評価差額の帰属) を削除することを提案する。

EIOPA は、テンプレート S.23.04-自己資本項目リストについて、グループレベル (合計) での利用不能な自己資本の計算に関する表を修正し、以下のリスクに基づく臨界値を導入することを提案している。

- ・テンプレートが必要なのは、次の場合のみ
 - ・ S.23.03 が期限 (単独の提案を参照)、又は
 - ・ RFF が存在する場合、又は
 - ・ 利用不能な自己資本が存在する場合
- ・「グループ・レベル (合計) で利用不能な自己資本の計算 - グループ SCR への単独 SCR の貢献を超える」範囲に関する表 11 は変更され、拠出金を超える基金のみではなく、利用できない自己資本全てを対象とすることが提案されている。拠出金を超える金額に関する情報を必要とする新しい列を追加する必要がある。

S.25.02 (内部モデルを使用するグループの場合) について、EIOPA では、単独テンプレートを次のように変更することを提案している。コード MCRFI_QUE_XXX_R1_C1 を削除し、別の列としてテンプレート S.32.01 でそれを要求する。これは、異なる単体がグループ報告に異なるアプローチを使用する可能性があるためである。

EIOPA はテンプレート S.32.01 (ループの範囲内の会社) を次のように修正することを提案する。

- ・ C0020 の修正 - 会社の識別コードを修正し、EEA 保険及び再保険会社及び他の EEA 規制会社に LEI コードを強制的に使用することを要求する (非 EEA 会社と非規制会社に対するアプローチは維持される)。
- ・ 直接及び最終の親、及び直接の子会社に関する情報を追加する。情報には、利用可能な場合には LEI コード、名称、EEA 会社における参加利益/議決権及び国を含めるべきである。

- ・個別会社に対して同様のテンプレートを持つという提案について、ウェーブ 1 で扱われている単独報告に関連して、この提案は協議期間後に考慮される。
- ・このテンプレートに次の 3 つの新しい列を追加する。

- ・「グループ SCR 算出のための内部モデルによってカバーされる」。回答は、次の 2 つの選択肢を含む非公開のリストとする。
- ・「ソロ SCR 計算にグループモデルを使用します。」。回答は、次の 2 つの選択肢を含む非公開のリストとする。
- ・「使用されている VA のタイプ」。回答は、次の 4 つの選択肢を持つクローズドリストである。
 - i) VA なし、ii) 固定 VA、iii) 動的 VA、iv) 非 EEA 会社のためのその他。

テンプレート S.33.01（保険及び再保険の個別要件）に関して、EIOPA は、監督当局に全ての単独 SCR の概観とグループレベルでの分散化便益の推定を提供するために、方法 1 の下で、（ローカルベースだけでなく）全ての EEA と全ての非 EEA 保険・再保険会社についても、自己資本と SCR に関する情報（セル C0060~C0230）を報告すべきであると提案している。

EIOPA は、提供された情報が、グループソルベンシーの範囲内にある他の金融部門に属する会社及び規制されていない会社からの拠出金の評価に関連することから、テンプレート S.34.01（保険持株会社及び混合金融持株会社の個別要件）を現状のまま維持することを提案する。ただし、銀行の寄与度を部分連結ベースで報告する場合には、その指示を明確にする必要がある。

EIOPA は、テンプレート S.35.01（グループ技術的準備金への貢献）がグループの責任者に有用な情報を提供するので、現在のままにしておくことを提案する。

EIOPA は、テンプレート S.36.01（IGT エクイティ・タイプの取引、負債及び資産移転）について、金融コングロマリットにおける IGT の報告に関する提案が完了する時に、指示とテンプレートの範囲を明確にし、FiCo で開発中の作業との整合性を考慮することを提案しているが、ソルベンシー II と Fico の異なる目的を考慮している。

EIOPA は、テンプレート S.37.01（リスク集中）について、以下を提案している。

- ・金融コングロマリットにおけるリスク集中の報告に関する提案がテンプレートの様々な目的を考慮して最終化された場合に、金融コングロマリットのレベルでのリスク集中の報告に関する ESAs の作業において、議論中の提案に沿ってテンプレートを修正することを検討する。この文脈で議論されている RC のテンプレート草案は、グループと監督者の両方に期待される利益を伴って、簡素化され、より細分化されていない（単一のエクスポージャーではなく、買いのカウンターパーティ）。
- ・指示とテンプレートの範囲を明確にする。

7 | グループ SFCR

7-1. SFCR のアドレス

EIOPA は、グループ SFCR のアドレスに関してレベル 1（指令）及びレベル 2（委任規則）の修正を提案していない。

グループ SFCR (エグゼクティブサマリーを含む SFCR) は現状のまま維持することが提案されている。

EIOPA は、レベル 1 (指令) 及びレベル 2 (委任規則) において、単独レベルの提案に沿ったグループ SFCR の内容に関する修正案を提案している。

7-2. SFCR の構成と内容

別途、EIOPA 単独レベルの提案、ソルベンシー財務状況報告書 (SFCR) 及びナラティブ監督報告について、公的な協議が行われた。

7-3. SFCR の利用可能性

別途、EIOPA の提案が行われている。

7-4. SFCR の監査

グループ SFCR の監査の文脈において、いくつかの加盟国はソルベンシー II 「数値」に関して、全部又は一部の監査要件を導入した。要件は、完全な SFCR 又は主要な要素 (BS、SCR 又は適格自己資本) に限定される。場合によっては、SFCR に開示されている全ての QRT を含め、RSR にも適用されることがある。

助言内容は、以下の通りである。

EIOPA は、グループ及び単独の SFCR に対して、ソルベンシー II 指令において、監査要件を導入することを提案しており、これにより、少なくとも、グループソルベンシー II 貸借対照表が、全ての加盟国において、資格を有する監査人による外部監査の対象となることを確保すべきである。アウトプットは、SFCR と共に公表される監査意見であるべきである。

各加盟国/NSAs は、この最低要件に加えて、追加の監査要件、すなわち SCR と適格自己資本を要求することができる。

EIOPA は、必要とされる監査の保証レベルに対する期待を、ガイドライン、監査報告書又はその他の適切と考えられるツールを通じて、さらに明確にする。

7-5. 言語要件

次の 2 つのオプションが検討された。

- 1) 現在の委任規則で規定されている言語要件を維持する。
- 2) 受け取ったコメントに従って言語要件を改善する。

グループ SFCR について、殆どの監督者は、言語要件は適切であると考えている。

- ・要約は各国語で提供されなければならない、より詳細な情報は英語で提供されなければならない。
グループ用の SFCR は、英語が最も適切な言語のようだ。エグゼクティブサマリーのみを各国語に翻訳する必要がある。
- ・現時点では、言語要件は、グループ SFCRs (委任法第 360 条) と単一 SFCRs (第 366 条) に対して明確である。

EIOPA は、グループ SFCR と単一 SFCR の言語要件が明確であることに同意している。

多くの EIOPA 加盟国に子会社を有するグループを対象としたグループ SFCR のエグゼクティブサマリーの翻訳に関する利害関係者からのコメントを反映するため、EIOPA は委任規則第 360 条の修正を提案している。

EIOPA は、レベル 2 委任規則の第 360 条の修正を提案する。第 360 条第 3 項を削除することで、公用語又は参加保険又は再保険会社の保険又は再保険子会社、保険持株会社又は混合金融持株会社のいずれかが本社がある加盟国の言語に翻訳する必要がない。

7-6. SFCR で使用されるテンプレート

現在、完全な年次 QRT と一般に公開されている (SFCR) バージョンには、異なるバージョンの S.25.01 がある。個々の SCR 構成要素は、集計と分散効果の扱いが異なるため、2 つのバージョン間で異なる。この QRT の 2 つの異なるバージョンを持つことの利点は疑問視された。それは必要のない SFCR の QRT の準備に余計な作業を追加する。

EIOPA は、現在開示されているテンプレートを変更しないことを提案している。S.05.02 では、監督上の報告パッケージに変更が提案されているため、SFCR のみを対象とした新たなエントリー・ポイントが必要となる。

7-7. SFCR の開示期限

単一の SFCR の期限はソルベンシー II 指令で定められており、移行期間は 4 年である。期限は次のように定義されている。

- ・2016 年単一 SFCR : 年度末から 26 週間
- ・2017 年単一 SFCR : 年度末から 24 週間
- ・2018 年単一 SFCR : 年度末から 22 週間
- ・2019 年単一 SFCR : 年度末から 20 週間
- ・2020 年からは単独 SFCR と同じ期限で、年末から 14 週間後

利害関係者は、定期的な対話の中で、また EIOPA が実施した「意見招請」の一環として、移行期間末の期限について懸念を表明し、定常状態での 14 週間は非常に困難であることが確認された。

単一 SFCR にはグループレベルの SFCR とソロ・レベルの SFCR の両方が含まれていること、ソロ SFCR には 2 つの特徴的な部分 (保険契約者用と他の金融ユーザー用) があること、そしてグループ SFCR は他の金融ユーザーの部分のみを有していることを考慮して、EIOPA は以下を提案する。

- ・ソルベンシー II 貸借対照表の監査提案に対応するため、グループ SFCR の期限を 2 週間延長する。すなわち、20 週間から 22 週間に延長する。
- ・単一 SFCR の契約者セクションの締切日を、単独 SFCR の締切日に合わせる。14 週間+現在提案されている 2 週間の期間延長により、16 週間
- ・単一 SFCR の他の金融ユーザーセクションの期限をグループ SFCR の期限、すなわち 22 週間に揃える。

- ・ソルベンシーII指令は、上場（公開）企業の場合、SFICRの開示期限は、いずれにせよ、通常の年次監査報告財務諸表の開示よりも早くすべきではないという状況も想定すべきである。

8 | グループ RSR

EIOPA へのインプット要請で、利害関係者から以下のコメントが提供された。

単一 SFICR 又は単一 ORSA レポートに適用する、即ち 1 つのレポートをグループ全体に適用することは可能だが、この可能性は RSR には提供されない。さらに、会社が単一グループ SFICR の承認を得た場合、単一グループ RSR の承認は自動的に与えられるべきである。特定の情報への相互参照が許可されているので、会社が単一グループ RSR を提出することは理論的に可能であることが認められる。実際には、このアプローチは一部のグループとその監督者にとってうまく機能している。

EIOPA はこの提案を正式に検討し、次のような論拠で単一の RSR のオプションを含めないことを提案している。

- ・文書の性質：詳細で長い文書であり、1 つの文書に統合された場合、長さのために監督者による使用は制限される。さらに、グループレベルの監督者間で共有するには不適切な機密情報が含まれている場合がある。
- ・期限：各単独会社とグループの RSR の頻度は異なる可能性があり、異なる期限は単一の RSR の性能と有用性に影響を与える可能性がある。
- ・外国語への翻訳は、RSR で提供される情報の質に影響を与える可能性があり、RSR 情報の重要性を考えると、監督上の観点からは不便である。

5—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシーIIの2020年のレビューに関するCPのうちの、「報告及び開示」に関する項目について報告した。

次回のこのシリーズのレポートでは、「比例性」の項目について報告する。

以 上